

《評価点の考え方》

藤沢市ホームページリニューアル業務に係るプロポーザルの評価点の考え方については、次のとおりとする。

1. 審査について

審査は、第一次審査と第二次審査の2段階で行う。なお、第二次審査は第一次審査を通過した提案者に対し行う。第一次審査の通過は上位3者とする。

(1) 第一次審査

ア 次の項目について、藤沢市ホームページリニューアル業務事業者審査選考委員会の事務局（以下「選考委員会事務局」という。）で点数化する。

(ア) 見積価格が予算要件を満たしており、かつ安価な金額で提案しているか

(イ) 別紙「CMS等基本機能要件表」の必須項目に対応可能か

イ 企画提案書の内容について、藤沢市ホームページリニューアル業務事業者審査選考委員会の委員（以下「選考委員」という。）が個々に審査し点数化する。

(2) 第二次審査

第一次審査を通過した事業者のプレゼンテーション、デモンストレーション内容について審査し、点数化する。

(3) 失格要件

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 「藤沢市ホームページリニューアル業務委託公募型プロポーザル実施要領」中の「3. 参加要件」を満たしていないとき

イ 「藤沢市ホームページリニューアル業務委託公募型プロポーザル実施要領」中の「12. 提案の無効に関する事項」の1以上に該当するとき

2. 評価点の考え方

評価点については、以下の内容の合計点で算出する。

(1) 第一次審査

①企画提案書内容点：400点満点

②CMS等基本機能要件対応点：100点満点

③価格点：200点満点

合計：700点満点

(2) 第二次審査

第一次審査合計点：700点満点

プレゼンテーション、デモンストレーション内容点：300点満点

合計：1,000点満点

3. 評価点の算出方法

(1) 企画提案書内容点 (400点満点) 【第一次審査・選考委員】

提出された「企画提案書」によりその内容を「評価項目と配点表(第一次審査用)」にて算出する。評価する各項目についての評価点に重要度に応じた重み付けの指数を乗じて算出する。

算出された合計点を基に、企画提案書内容点を計算する。

- ・特に特徴のある(本市の利益になる)提案・・・5点
- ・特徴のある提案・・・4点
- ・特別特徴のない提案・・・3点
- ・やや劣っている提案・・・2点
- ・劣っている提案・・・1点

<計算式>

・**選考委員の合計点/選考委員数**

※小数点第2位以下切り捨て

(2) CMS等基本機能要件対応点 (100点満点) 【第一次審査・選考委員会事務局】

提出された「CMS等基本機能要件表」により、必須項目と推奨項目別に、標準機能対応、カスタマイズ対応及び代替案数を求め点数化する。

- ・必須項目 標準機能対応：3点/項目
カスタマイズ対応：2点/項目
- ・推奨項目 標準機能対応：2点/項目
カスタマイズ対応：1点/項目
- ・推奨項目について代替案の提示：0.5点/項目

算出された合計点を基に、CMS等基本機能要件対応点を計算する。

<計算式>

・**CMS等基本機能要件対応点(100点) × (審査の合計点/満点時の点数(395点))**

※小数点第2位以下切り捨て

(3) 価格点 (200点満点) 【第一次審査・選考委員会事務局】

提出された「見積書の見積り価格」により価格点を算出する。

<計算式>

・**価格点(200点) × (最低見積価格/見積価格)**

※小数点第2位以下切り捨て

(4) プレゼンテーション、デモンストレーション内容点 (300点満点)

【第二次審査・選考委員】

提案者が行うプレゼンテーション及びデモンストレーションによりその内容を「評価項目と配点表 (第二次審査用)」にて算出する。評価する各項目についての評価点に重要度に応じた重み付けの指数を乗じて算出する。

<計算式>

・ **選考委員の合計点/選考委員数**

※ **小数点第2位以下切り捨て**

4. 優先交渉事業者の選定及び決定

優先交渉事業者は、評価点 (企画提案書内容点 + CMS 等基本機能要件対応点 + 価格点 + プレゼンテーション、デモンストレーション内容点) の最も高い者とする。

5. 評価点の公開について

評価点については、審査選考中は公開しない。審査選考後は、優先交渉事業者及び第2位優先交渉事業者についてのみ評価点を公開する。

以 上